

鶴岡市農業委員会第 32 回西部農地部会議事録	
日 時 場 所	令和 8 年 7 月 15 日(水) 午後 1 時 30 分 鶴岡市藤島庁舎 大会議室
出 席 農業委員	1 番 五十嵐 覚 2 番 阿部 晃士 3 番 石塚 治己 4 番 佐藤 晃 5 番 荻原 優太 7 番 鈴木 敏徳 8 番 田澤 幸弘 9 番 佐藤 泰仁 10 番 原田 政幸
出 席 推進委員	1 番 渡部 信子 2 番 齋藤 靖 3 番 須田 進二 4 番 齋藤 潤子 5 番 小南 賢史 6 番 榎本 勝 7 番 吉住 喜之 8 番 長谷川 浩之 9 番 佐藤 圭介 10 番 野村 仁 11 番 池田 賢成 12 番 小林 節徑 13 番 田村 亮真 14 番 佐藤 宣夫 15 番 本間 長志 16 番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	なし
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 長谷川 修 主査 渡部 秀明 調整主任 本間 伸一 主事 佐藤 優羽 鶴岡分室主事 横山 直生 温海分室長補佐 五十嵐 明美
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 1 時 30 分
議 長	本日の欠席、遅参、早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第 32 回西部農地部会を開会いたします。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、4 番 佐藤晃委員、5 番 荻原優太委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは、報告事項に入らせていただきます。

議 長	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出について 報告第 4 号 農地の転用事実に関する照会について 報告第 5 号 農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討を求める申出について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について》
	(説 明)《報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について》
	(説 明)《報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出について》
	(説 明)《報告第 4 号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明)《報告第 5 号 農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討を求める申出について》
議 長	報告事項ではありますが、質問はございませんか。石塚委員。
3 番委員	3 番石塚です。報告第 5 号について、今までなかった案件だと思いますので、教えていただきたいと思います。 今まで自分の農地を転用する場合は、農地法第 4 条の申請をしていましたが、農業用施設を建てる時は、許可がいらなくなったというような話を伺ってはいたのですが、その細かいところまでは確認できていなかったもので、いつからどのような形で始まり、どのような取り扱いがされているのか、またこの案件については、回答が出ているわけですが、そこについて、説明いただきたいと思います。
議 長	はい、お願いします。
事 務 局	初めに、農地法施行規則第 29 条第 4 号が、農地法第 4 条の許可に対する許可の特例を定めている施行規則になります。及び第 53 条第 4 号が、農地法第 5 条に対する許可の特例を定めるそれぞれ施行規則になっておりまして、これは、昨年度の規則改正により、新たにこの特例が設けられました。 特例の主な概要につきましては、まずは農業用施設を建てる方が認定農業者であること、建てる区域が地域計画の区域内であることが 1 つの要件になって、その地域計画に、農業用施設を定めるという手続きがあれば、そこで一定の審査なり確認なりの手続きがなされるので、許可手続きは不要とする特例が施行されました。 鶴岡市においてもいくつかいろいろ相談はあったようですけれども、今回この案件が初めて申出のあった案件になります。この案件は上郷地域内において認定農業者の方が、米乾燥調製施設を整備するという計画で、特例に該当するか否かの確認の手続きにつきましては、農業委員会では農地法の関係の確認を行い、農政課の地域計画担当部門ではこれを地域計画で定めるというようなことが適正かどうかということを確認し、農政課の農振の担当部門では、この特例に該当するかということを確認を取った上で、農業委員会の事務局長、農政課長の決裁を経て通知を行っております。
3 番委員	はい、わかりました。

議 長	よろしいですか。
3 番委員	はい。
議 長	普通に建物を建てる場合でもこのような流れになるということですか。
事 務 局	地域計画の区域内であれば、このような流れになります。
議 長	榎本推進委員。
6 番 推進委員	推進委員 6 番 榎本です。関連ですが、今回、5 月 26 日付で許可を要しない通知をしていますが、申し出はいつでどのくらい時間がかかりますか。
事 務 局	手元に資料を持っていないので、調べて回答したいと思います。
6 番 推進委員	農業委員会と農政課に関連しますが、申出を最初に受理するのは、どちらの部署でしょうか。
事 務 局	受け付けの部署については、農業委員会の各分室の対応になっており、最終的に特例に該当するか否かの通知も農業委員会の各分室から通知しております。
議 長	他になれば、これより議事に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について≫
議 長	担当委員からの現地調査報告をお願いします。3 番 石塚治己委員。
3 番委員	3 番 石塚です。鶴 20 は、農地処分のため、親類関係である譲受人に無償譲渡するものです。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断しております。
議 長	続いては鶴 21、13 番 田村亮真推進委員。
13 番 推進委員	推進委員 13 番 田村です。鶴 21 は、中間管理事業により譲受人へ貸付けている農地について農地処分のため売却するもので、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断することを報告します。
議 長	続いて鶴 22、2 番 阿部晃士委員。
2 番委員	2 番 阿部です。鶴 22 は、農業者年金受給に伴う使用貸借権の期間満了による再設定を行うもので、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。
議 長	続いて温 7、15 番 本間長志推進委員。
15 番 推進委員	推進委員 15 番 本間です。温 7 ですが、現地は譲受人宅のすぐ近くにあり、譲受人所有の田と隣接しています。これまで譲渡人に頼まれて、譲受人が自作地と併せて水稻作付けを行ってきましたが、今回、譲受人へ無償譲渡することで話がまとまり、手続きとなったものです。今後も水稻作付け継続の予定であり、問題はないと思われ、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。
議 長	それでは、審議を行います。質疑のある方は、挙手を願います。

	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、議案通り決しました。以上で、本日の審議はすべて終了しました。これにて、第32回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後 1 時 50 分

	議 長 <u>原 田 政 幸</u> 議 事 録 署名委員 <u>佐 藤 晃</u> 議 事 録 署名委員 <u>萩 原 優 太</u>
--	---